

7 安全・安心創造都市：震災対策のさらなる強化

一災害の教訓・被害想定を踏まえてー

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とする太平洋沿岸地域に未曾有の被害と影響を及ぼし、首都圏においても、震災当日に多くの帰宅困難者が発生しました。

また、今後30年以内に、マグニチュード7クラスの地震が70%の確率で発生すると予想されています。さらに、東京都が平成24年4月に公表した首都直下地震に関する被害想定によると、豊島区にも大きな被害が生じると予想されており、その対策が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、本区は、新たな施策等を計画的かつ総合的に実施し、震災対策を強化してきました。

首都直下地震による被害想定

(平成24年4月 東京都防災会議)

| | |
|-----------------|------------|
| 震源等 | 東京湾北部地震 |
| 規模 | マグニチュード7.3 |
| 豊島区内の 予想震度階級 | 震度6弱～6強 |
| 時期等 | 冬 夕方18時 |
| 風速 | 8m／秒 |
| 主な被害 | |
| 建物全倒壊棟数 | 1,679棟 |
| 焼失棟数(※) | 1,315棟 |
| 避難者 (発災直後) | 52,485人 |
| 震災廃棄物 | 65万トン |

※焼失棟数は、倒壊建物を含まない。

東日本大震災の発生

総合的な震災対策の強化

- ◆ 震災対策の強化をめざした当面の方針
- ◆ 総合的な震災対策の推進に向けた基本方針
- ◆ 業務継続計画（BCP）実施マニュアル
- ◆ 震災復興マニュアル（生活・産業復興編）
- ◆ 豊島区地域防災計画の修正
- ◆ 業務継続計画（BCP）
- ◆ 豊島区帰宅困難者対策計画
- ◆ 豊島区防災対策基本条例
- ◆ 豊島区震災復興の推進に関する条例
- ◆ 総合防災システムの構築

今後の取り組み

帰宅困難者対策

地域が一体となった
防災・震災対策への
取り組み

災害時要援護者の支援

【地域ぐるみの取組みと
新たな仕組みづくりの推進】

防災行政無線の
デジタル化

災害医療救護態勢
の整備

◆ 防災・震災対策に関する条例の制定

平成25年3月には、「防災対策基本条例」と「震災復興の推進に関する条例」を制定しました。これにより防災・震災復興の基本理念を明らかにするとともに、総合的な災害対策への取り組みを一層強化し、災害に強いまちづくりの推進を図っています。

防災対策基本条例の主な特徴

防災対策についての基本理念を定め、区をはじめ区民や事業者のみなさんの責務を明らかにするとともに、予防対策、応急対策及び復興対策に関する施策の基本的な事項を定めています。

- 防災対策は、セーフコミュニティ活動の一つとして取り組むことを基本理念とし、区民、事業者等の「**自助**」及び「**共助**」、「**公助（区の責務）**」を規定。
- 地域における様々な活動の連携による防災力の充実、**災害時要援護者の支援強化**について、新たな方向性を規定。
- **帰宅困難者対策**を着実に推進するための新たな仕組みづくりについて規定。

震災復興の推進に関する条例の主な特徴

被災市街地の復興を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い活力のある市街地の形成、安全・安心な区民生活の実現を図ることを目的としています。

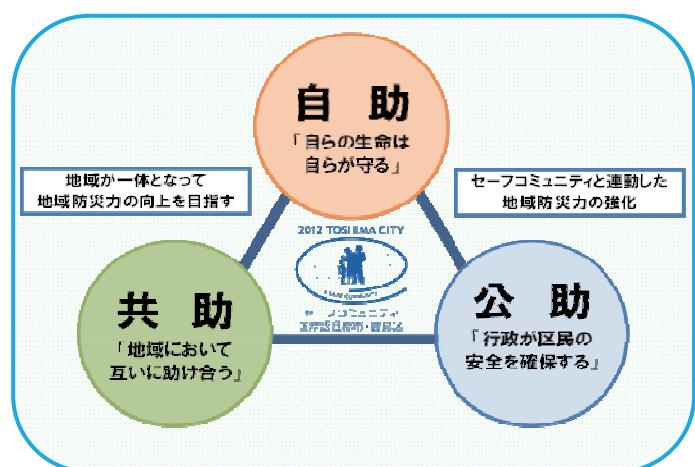
- **地域協働復興**の基本理念
- 平常時からの**事前復興対策**（復興マニュアルの整備、事前復興ビジョンの検討）

— 今後の取り組み —

【地域ぐるみの取組みと 新たな仕組みづくりの推進】

今後は、防災対策基本条例及び震災復興の推進に関する条例の基本理念に基づいた「**自助**」、「**共助**」、「**公助**」の連携による、地域が一体となった防災・震災対策への取り組みを進めています。

また、**災害時要援護者の支援**、**帰宅困難者対策推進**、**災害医療救護態勢の整備**、**防災行政無線のデジタル化**など、新たな取り組みや仕組みづくりをさらに推進します。



◆ 災害時要援護者の支援

過去の豪雨災害では、障害者や高齢者などの災害時要援護者に被害が集中しました。災害発生時に一人でも多くの災害時要援護者の身体、生命を守るために、防災対策基本条例に基づき、地域共有名簿を整備しました。

この名簿は、地域防災組織（町会・自治会等を母体とする組織）、民生委員などと共有し、地域が一体となって災害時要援護者の迅速な安否確認や避難支援に結びつけることを目指しています。



◆帰宅困難者対策

大規模な地震等の発生により鉄道等の公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が多数発生し、特に巨大ターミナルである池袋駅周辺では混乱が予想されます。

日頃から災害時における行動ルールを周知するとともに、「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」「池袋駅周辺エリア防災対策協議会」を中心に、区・事業者・防災関係機関の連携により、情報連絡体制の整備、訓練の実施、「池袋駅周辺エリア安全確保計画」に基づく取り組み等、ソフト・ハード両面からの駅周辺エリア防災に取り組んでいきます。



◆災害医療救護態勢の整備

災害時には多くの負傷者がすることが予想され、厳しい状況の中で、いかに迅速かつ効率的に医療救護活動を行うかも非常に重要な課題です。

区は、東日本大震災等の教訓から、豊島区医師会・薬剤師会等との連携をさらに強化し、災害発生直後には病院の近くに「緊急医療救護所」を設置するなど、これまでの医療救護態勢を見直すとともに、想定されている負傷者数に応じた医薬品や医療資器材等の配備を進めます。



◆防災訓練の実施

豊島区では、災害時に地域における応急救助活動が円滑に行え、被害を最小限に食い止めるため、実践的な防災訓練を実施しています。

総合防災訓練

大地震の発生を想定し、豊島区、防災関係機関、地域住民が一体となった訓練を通じて、協力体制を確立し、防災力と防災意識の向上を図ることを目的として実施しています。



地域防災訓練・合同防災訓練

- ・地域防災訓練は、町会など地域防災組織が、より実践的な災害応急対策の向上を図るため、通年で実施しています。
- ・合同防災訓練は、区が定めている救援センターを単位として、地域防災組織、区、防災協力団体等が大地震発生時の初動活動に重点を置き、各救援センターを会場に実施しています。

